

日本における環境教育の課題と提言

Ⅱ－〇２

阿部 治（立教大学）

- ＊ この論考は 2003 年 1 月 31 日に北海道大学で開催されたシンポジウム「市民の環境ガバナンスと環境教育」での報告のために用意されたものです。
- ＊ 著者の許可なく転用または引用することを禁止します。

日本における環境教育の課題と提言

(本文はヨハネスサミットに向けた対政府提言として 2002 年 1 月に提出したもの)

阿部 治 (立教大学／(財)地球環境戦略研究機関)

(1) 現状の問題点

環境保全型社会を実現していくためには、人々や主体の環境意識の高まりと環境保全行動への参加が不可欠である。これらの環境意識の向上と環境行動をうながす活動が環境教育である。学校や学校外のあらゆる場において環境教育を推進していくことの重要性についてはすでに 1972 年の国連人間環境会議において勧告がなされ、国際社会における取組が始められた。リオサミットにおけるアジェンダ 21 (第 36 項) やユネスコによるこのフォローアップとして実施された 1998 年のギリシャにおけるテサロニキ環境教育会合、その際のテサロニキ宣言などでは、環境教育の取組を強化すべきといった内容の勧告が出されている。このような国際的合意は尊重されるべきであるが、政治的条件や経済的制約などのために、そのフォローアップは困難で、日本においても目標に向けた歩みが端緒についたばかりである。このため、環境教育を促進する際の課題や問題点も数多く顕在化している。日本政府は、これまでにすでにいくつかの環境教育政策を政府主導で実施してきている。とりわけ環境基本法の中に環境教育・環境学習の推進をうたったことや新環境基本計画の中に主要な環境政策の一つとして環境教育を位置づけたこと、環境省に環境教育推進室を設置したことなど、この間の一連の取組は高く評価できる。しかしながら、環境教育の取組に対する確固とした法的整備が日本ではいまだ十分でなく、現行の環境教育活動は行政的な予算措置の枠内で進められているにすぎない。このため、これらの活動は継続したものとはならず、数年単位もしくは単年度で完了してしまう性質のものが殆どである。効果の高い環境教育活動には恒常的なものが必要であり、現在の取組はタイムスパンからみれば改善すべきものである。しかも各省庁の施策の一環として行われている現在の環境教育の取組は、各省庁の個別事情を色濃く反映したものであり、持続可能な社会の実現という総合的な視点を欠いた取組となっている。政府による環境教育の取組はその目的達成のためには総合的・系統的になされるべきであり、予算執行の効率性が求められている今日では、この視点は不可欠である。このためには政府内に環境教育の総合的調整を担う役割を果たす組織が必要である。

行政による環境教育活動を補完するのは N G O や N P O の役割であり、積極的な活動が N G O などによって展開されることが期待されている。欧米などの環境先進国においては、

NGOなどの民間団体による環境教育が強力に展開されており、このことが環境施策の実施に大きな影響を与えていることが知られている。地球環境基金の創設やNPO法の制定など、政府によるNPOなどへのこの間の活動支援は高く評価できる。環境教育に取り組むNGOも数多く出現し、環境教育への積極的なアドボカシーを展開する日本環境教育フォーラムのような組織も展開されるようになってきた。この間、学校における「総合的学習の時間」の設置や「自然とのふれあい」への関心の高まりなどを背景に、自然系環境教育への取組が多く由省によってなされるようになってきたが、関連NGOのアンブレラ組織として新たに設立された自然体験活動推進協議会（CONE）がこれらの縦割りの取組を総合化する役割を果たしている。この事例はNGOが果たす重要な役割を物語っている。このようにNGOなどによる環境教育の取組は持続可能な社会実現のためには不可欠であるが、わが国における環境NGOの数や活動は欧米のそれに比べて、格段に貧弱であり、環境教育NGOの活動もさらなる展開が求められている。このためにはNGOによる環境教育を支援する具体的方策が検討されるべきである。

わが国において、持続可能な経済社会の実現は今や事業者にとって大きな関心事になってきたことは、環境認証取得事業者数の増加にも現れている。持続可能な社会の実現に果たす企業の役割の自覚の高まりと共に環境教育への助成事業の拡大など、この間の企業による環境教育の取組と、企業とNGOなどが互いに役割を明確にし、共同・連携を図りながら持続可能な社会を実現しようとするパートナーシップにもとづく環境教育が広がりを見せてきたことは高く評価できる。しかしながら、このような取組を行っている企業数はいまだ多いとはいえず、この間の長引く不況の影響により新規の取組の余裕はなく、いわば停滞気味である。消費者との新たな接点として注目されつつある環境コミュニケーションの一つとしても環境教育という視点を企業活動の中にしっかりと位置づけていくことが望まれる。

地球環境問題の激化とともに環境教育分野における国際協力の必要性は、環境基本計画においても指摘されている。環境教育分野における国際協力として、今後注目すべきものとして政府開発援助があげられる。わが国の政府開発援助において、環境保全といった視点は比較的新しく、このため環境教育として明確に行われている援助は少ない。ハード支援からソフト支援への転換の必要性が指摘されている政府開発援助において、環境教育の果たす役割は非常に大きい。このことは日米コモンアジェンダ円卓会議による環境教育プロジェクト（1998～）の成果や地球環境戦略研究機関の研究成果からも示されている。しかしながら、わが国においてはソフト支援が主となる環境教育を開発援助の一つとして見なさない傾向がある。早急にこれらの認識をあらため、環境教育を政府開発援助の主要な活動として位置づけることが求められる。

（２）世界の傾向

持続可能な開発の概念には環境や開発のみならず、貧困や食料、人口、人権といった様々

な課題が相互不可分の関係で密接にかかわっていることが知られるようになってきた。持続可能な開発を意図する教育として環境教育が位置づけられるようになってきた 90 年代以降、環境教育の範囲もこのような持続可能な開発にかかわるあらゆる課題をも包含するようになってきた。この持続可能性（あるいは持続可能な未来など）に向けた教育としての動きはアジェンダ 21 をフォローアップしたユネスコとギリシャ政府によるテサロニキ環境教育会合で顕著となった。このように環境教育は環境問題という限定された事象の解決のみを目的とするのではなく、広く持続可能な社会に実現に向けたあらゆる課題の解決に向けた総合的な取組であるとするのが国際的な傾向である。このことはたとえば、途上国における環境教育を考える際に、環境・開発・貧困・女性などといった文脈でとらえることを意味しており、前述の政府開発援助の視点としても極めて示唆に富むものである。

環境教育の先進地域としては、北米や欧州、豪州などがあげられる。特に環境先進国として知られているドイツにおいてはその基盤が環境教育にあることは知られている。しかしこの間、アジア太平洋地域においても環境教育の取組は強化されてきている。地球環境戦略研究機関によるアジア太平洋地域における環境教育の取組の調査によると、環境教育の場は学校のみならず企業や NGO、メディアなど、広範囲にわたり多様なアクターによって実施されていることがわかっている。

しかもアジア太平洋地域においては準地域連合による環境教育アクションプランがすでに策定され、実施に移されている。たとえば、東南アジア諸国連合（ASEAN）では、2000 年に環境教育のアクションプランを作成し、加盟各国における環境教育を効果的に実施していくための組織設立などに取り組んでいる。同様に南太平洋地域環境計画（SPREP）、南アジア環境計画（SACEP）も同様のアクションプランを策定している。これらのアクションプランにおいては、環境教育に関連する全てのアクター、たとえば、子ども、大人、行政機関、政治家、企業、ジャーナリスト、NGO などといった社会のあらゆる構成員が連携して環境教育を進めていくことが示されている。アクションプランが策定されたことによって、これらの地域では環境教育の確立に向けて各国の取組が急速にすすみつつある。またこれらのアクションプランは相互に密接なかかわりがある地域連合内の環境分野における政府間協力を進めていくための大きな指針となっている。しかしこれらのアクションプランを実施していくために政府開発援助などの外部資金の獲得が不可欠であり、日本政府や企業、NGO などによる支援が求められている。

このようにアジア太平洋地域における地域連合による環境教育の取組はすでに進められているが、日本が含まれる東アジアにおいては、2000 年に日中韓環境大臣会合のスキームのもとで日中韓環境教育ネットワークが開始されたにすぎない。日中韓における環境教育協力は地域協力として重要であるばかりでなく、中国における環境事情の改善に大きな役割を果たすことが期待できる。今後は台湾、北朝鮮、モンゴル、極東ロシアを含めた東アジア環境教育ネットワークにまで拡大充実していくことが求められている。中国では西部大開発において環境教育の果たす役割が極めて大きいことが認識され、国家の主要課題と

して取り上げられている。また韓国においては学校教育に環境科を設置し、環境省に環境教育課を設けるなど、政府による環境教育の位置づけは極めて高く、現在は環境教育促進法の制定が国会で議論されている。この法律では、首相のもとに政府横断組織としての環境教育委員会の設置や国立環境教育センターの設置などが盛り込まれており、国家としての総合的な環境教育の実施を目指している。環境教育法の制定は台湾においても同様に取り組みられている。

米国においてはプロジェクト・ワイルドやプロジェクト・ラーニングツリーといった日本でも良く知られている多くの実践的な環境教育教材が開発されている。これらの教材は、行政機関や関係企業などからの支援を受けたN G Oによって、教材開発から指導者養成までも含む体系的なプロジェクトとして莫大な費用と時間をかけて開発されたものであり、現在も進行している。

(3) 改善のための提言

環境教育は、行政・企業・N G O・学校・メディアなどのあらゆる主体が協力して総合的かつ体系的に取り組むべきものである。また新環境基本計画においても総合的・体系的な環境教育の取組が主要な環境政策の一つとしてとりあげられている。しかしながら、これらの総合的取組を担保する仕組みは日本にはまだ存在しない。すべての政府機関や企業・N G Oによる環境教育を推進していくことを担保する環境教育を推進していくための立法措置をとることがまず重要である。環境教育法（仮称）には、各省の環境教育の取組を総合的に調整する組織の設置や環境教育を総合的に実施していくための国立環境教育センターの設置、そのための財政的支援などが盛り込まれることが必要である。国立環境教育センターは関係する主体すべてが運営にかかわるとともに（体系的な）教材開発や人材養成、研究などを事業内容とする。N G Oが環境教育に果たす役割を考慮するならば、環境教育センターはN G Oとも緊密な連携を保つことが必要である。

また各主体によるパートナーシップにもとづく環境教育を推進していくためには環境パートナーシップオフィスのような相互交流支援施設の設置が重要である。政府による環境パートナーシップオフィスの設置とN G Oを交えた新たな運営システムの構築は、ボトムアップ型の市民社会形成の視点からも極めて高く評価できる。北海道環境サポートセンターのように相互交流支援を意図する環境教育施設は徐々に設立されつつあるが、まだその数は少ない。地方自治体においてもこのような施設の果たす役割の重要性を認識するとともにその設置に向けた公的資金を含む恒常的な財政支援を図ることが必要である。

環境教育は、比較的新しい分野で多くの学際領域にわたる実践的な活動であり、その性格上、研究による実証は容易ではない。このため実践研究としての環境教育は継続的かつ学際的に行われることが必要である。今日、少なからずの大学で環境教育研究が着手されているが、まだ質・量とも十分とはいえない。持続可能な地域社会の構築のためにあらゆるアクターを動員した総合的な環境教育を展開していくための政策研究や学校や企業、社

会といった個々のアクターや場における効果的なプログラムや教材の開発・評価、指導者の養成、環境教育分野の途上国支援や国際協力のあり方などが環境教育研究における当面の課題である。政府によって1998年に設置された地球環境戦略研究機関においても環境教育研究が着手され、アジア太平洋地域における環境教育研究の拠点として機能しつつある。これらの環境教育研究は今後とも積極的に奨励されるべきである。また環境教育研究を促進するための資金援助の公的スキームを増大していくことが望まれる。

東アジア地域においては、前述した日中韓環境教育ネットワークの取組をさらに推進していくための公的資金の確保が求められる。そして同地域における中・長期的な環境教育の推進のためにも、ASEANやSPREPなどが策定した環境教育アクションプランを日本を含めた東アジア地域においても策定していくことが必要である。この策定手続きには行政やNGO、企業といった環境教育に関連するあらゆるアクターが参画することが期待される。またアジア太平洋地域に存在する準地域環境教育計画の取組を総合的に支援するアジア太平洋環境教育ネットワークの構築に日本政府がイニシアチブを発揮すべきである。

政府開発援助においては、環境教育分野に対する援助活動を積極的に増やしていくべきである。環境改善における国際協調が認識されてきた今日、環境教育における先進事例の発見とそれらの移転が、教材のみならず制度においても成されるべきである。それには、日本国内においても国際協力に寄与できる環境教育の専門家を養成していくシステムが構築されなければならない。またこれらの分野におけるノウハウを有しているNGOへの積極的支援が期待される。